

令和元年第6回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 令和元年（2019年）6月5日（水） 午後2時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 辻教育長，藤井委員，小葉松委員，青田委員
- 4 欠席者 須田委員
- 5 事務局 堀田生涯学習部長，松田学校教育部長，吉本生涯学習部次長，
佐藤生涯学習部次長，佐賀井教育政策推進室長，東出管理課長，
町谷保健給食課長，大室教育政策課長
- 6 傍聴者 0人

7 付議事項

- 日程第1 報告事項 令和元年度教育費補正予算要求の内示結果について
- 日程第2 議案第1号 令和元年度教育行政執行方針の決定に関し，議決を求めることについて
- 日程第3 議案第2号 函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し，議決を求めることについて
- 日程第4 議案第3号 函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し，議決を求めることについて
- 議案第5号 函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
- 日程第6 議案第6号 函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員の委嘱に関し，議決を求めることについて
- 日程第7 議案第7号 函館市社会教育委員の解嘱に関し，議決を求めることについて
- 議案第8号 函館市社会教育委員の委嘱に関し，議決を求めることについて

■辻教育長

- 開会宣言 午後2時30分
- 議事録署名人に，藤井委員，小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち，日程第1，報告事項「令和元年度教育費補正予算要求の内示結果について」から日程第3，議案第2号「函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条

例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」までを「秘密会」としたいが、いかがか。

- 異議がないので、秘密会とさせていただく。
- それでは、日程第1，報告事項「令和元年度教育費補正予算要求の内示結果について」報告を求める。

(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- これで報告事項を終了する。
- 次に、日程第2，議案第1号，「令和元年度教育行政執行方針の決定に関し，議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- 議案第1号については，原案のとおり決定する。
- 次に、日程第3，議案第2号「函館市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し，議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき，会議録省略)

■辻教育長

- 議案第2号については，原案のとおり決定する。
- 次に、日程第4，議案第3号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第3号「函館市教育振興審議会に対する諮問事項に関し，議決を求めることについて」説明する。諮問事項は，「令和元年度教育委員会の事務の点検および評価報告書（案）について（平成30年度対象）」である。教育委員会は，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき，その権限に属する事務の管理および執行の状

況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することが義務づけられている。報告書の作成にあたっては、函館市教育振興審議会条例第2条の規定に基づき、函館市教育振興審議会に諮問するものである。

■ 辻教育長

- 議案第3号について、何かあるか。今年度、大幅に書式を変更したものである。今年このように形ができれば、来年度以降は小規模な修正で済むと思う。

■ 青田委員

- 教育振興審議会においては、いつからいつまでこの点検・評価の審議がなされるのか。

■ 教育政策課長

- この後6月21日に諮問して、8月末に答申をいただく予定である。

■ 青田委員

- では、9月位になればその答申の結果がこちらにも出てくるということか。

■ 教育政策課長

- はい。

■ 辻教育長

- この件については、今後も折々で話題になるとともに、続いていくものであるので、委員の皆様にも継続的に見ていただきながら、改善点等あればご意見をいただいでいくということで進めていきたいと思う。それでは議案第3号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第5、議案第4号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第5号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第4号および議案第5号の2件について、順次説明する。まず、議案第4号「函館市いじめ防止対策審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、加賀重仁氏ほか4名を令和元年6月5日をもって解嘱しようとするものである。続いて、議案第5号「函館市いじめ防止対策審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、田上直広氏ほか4名を本日より前任者の残任期間である令和2年3月31日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として、机上に委員の名簿を配付している。

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第4号および議案第5号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第6、議案第6号「函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第6号、「函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、委員の任期満了に伴い、谷口光伸氏ほか4名を令和元年6月18日から令和3年6月17日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として、机上に委員の名簿を配付している。

■辻教育長

- 議案第6号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第6号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第7、議案第7号「函館市社会教育委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」を諮る。

ついて」および議案第8号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第7号および議案第8号の2件について、順次、説明する。まず、議案第7号「函館市社会教育委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、佐々木満代氏、竹内岳氏を令和元年6月5日をもって解嘱しようとするものである。続いて、議案第8号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、瀬戸真理子氏、神田克実氏を本日から前任者の残任期間である令和2年3月10日まで委嘱しようとするものである。なお、参考として、机上に委員の名簿を配付している。

■辻教育長

- 議案第7号および議案第8号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第7号および議案第8号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

- 午後3時10分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 土田 和宏